

経 済 産 業 省

20190920貿局第2号
経済産業省貿易経済協力局

「外国為替及び外国貿易法（輸入関係）基本通達」（平成19年7月12日付け平成19・03・28貿局第4号）の一部を改正する規程を次のとおり制定する。

令和元年9月27日

経済産業省貿易経済協力局長 保坂 伸

「外国為替及び外国貿易法（輸入関係）基本通達」の一部改正について

「外国為替及び外国貿易法（輸入関係）基本通達」（平成19年7月12日付け平成19・03・28貿局第4号）の一部を別紙の新旧対照表のとおり改正し、令和元年10月1日から施行する。

「外国為替及び外国貿易法（輸入関係）基本通達」の一部を改正する規程新旧対照表（傍線部分は改正部分）

○「外国為替及び外国貿易法（輸入関係）基本通達」（平成１９年７月１２日付け平成１９・０３・２８貿局第４号）

改 正 後	現 行
第１ 輸入の確認 １－１～１－２－５ （略） １－２－６ 輸入の包括承認に関する確認 特定科学施設包括（輸出・輸入）承認取扱要領（輸出注意事項２０１９第３６号・輸入注意事項２０１９第８０号）に基づき交付されている特定科学施設包括承認証に係る確認については、以下によることにする。 １ 輸入しようとする貨物の船積地が、ワシントン条約締約国等（「絶滅のおそれのある野生動植物の種の国際取引に関する条約の締約国等について（平成１９年１０月１１日付け輸出注意事項１９第３１号）」に掲げる地域（次の（１）及び（２）に掲げるものを除く。）であることを確認すること。 （１）イラク、北朝鮮、リビア、ソマリア若しくはシリアを原産地又は船積地域とし、輸入公表二の表の第１のイラクの項、北朝鮮の項、リビアの項、ソマリアの項又はシリアの項に掲げるもの （２）ウクライナ（クリミア自治共和国又はセヴァストープリ特別市に限る。）を原産地とし、輸入公表二の表の第１のウクライナ（クリミア自治共和国又はセヴァストープリ特別市を原産地とする場合に限る。）の項に掲げるもの （以下、略）	第１ 輸入の確認 １－１～１－２－５ （略） １－２－６ 輸入の包括承認に関する確認 特定科学施設包括（輸出・輸入）承認取扱要領（輸出注意事項２０１９第３６号・輸入注意事項２０１９第８０号）に基づき交付されている特定科学施設包括承認証に係る確認については、以下によることにする。 １ 輸入しようとする貨物の船積地が、ワシントン条約締約国等（「絶滅のおそれのある野生動植物の種の国際取引に関する条約の締約国等について（平成１９年１０月１１日付け輸出注意事項１９第３１号）」に掲げる地域（次の（１）及び（２）に掲げるものを除く。）であることを確認すること。 （１）イラク、北朝鮮、<u>エリトリア</u>、リビア、ソマリア若しくはシリアを原産地又は船積地域とし、輸入公表二の表の第２のイラクの項、北朝鮮の項、<u>エリトリアの項</u>、リビアの項、ソマリアの項又はシリアの項に掲げるもの （２）ウクライナ（クリミア自治共和国又はセヴァストープリ特別市に限る。）を原産地とし、輸入公表二の表の第２のウクライナ（クリミア自治共和国又はセヴァストープリ特別市を原産地とする場合に限る。）の項に掲げるもの （以下、略）